

交通規制の見直しについて（広報）

本年4月26日、五城目警察署管内4か所の交通規制が見直されることになりました。標識の設置にはしばらく時間がかかりますが、見直し箇所、交通規制内容について連絡致します。

1 潟上市昭和大久保地内の「指定方向外進行禁止」



これまで、赤線の区間は大型車両の通行が出来ませんでしたが、4月26日からは、馬踏踏切の安全対策のため、JRからの要望により、**普通車以上の車両が通行できなくなりました。**

通行できる車両は、軽自動車、二輪車、小型特殊車両、原付、軽車両となります。

軽自動車、二輪車、小特
原付、軽車両を除く

2 天王長沼地内の「歩行者用道路」



これまで、赤線の区間は午前7時から午前8時30分の間、毎日、歩行者用道路のため車両の通行が出来ませんでした。

4月26日からは、土、日、休日のみ、終日通行可能となりました。

土、日、休日を除く
軽車両を除く
7:00から8:30

3 天王追分地内の「ゾーン30」



令和3年6月30日、青色の区域をゾーン30に指定しましたが、令和5年4月26日から、赤色の区域まで拡大することとなりました。

「ゾーン30」内の最高速度は30キロですので、今後とも安全運転をお願いします。



4 八郎潟町地内の「最高速度40キロ」



八郎潟町役場等協議した結果、朝夕の歩行者、横断者の安全確保のため、4月26日から赤色区間の最高速度を法定速度から40キロとすることになりました。

制限速度を守り、安全運転をお願いします。

